

NO. 13 2016. 1. 27 発行

# 東海在日外国人 支援ネットワーク通信

東海在日外国人支援ネットワーク（代表 由井 滋）

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 名古屋労災職業病研究会内

TEL/FAX 052-837-7420



東海在日外国人支援ネットワークの学習会で入国管理局での収容に関する問題を学ぶ参加者たち。1月16日、名古屋市港区で

## 目次

- ◆ レストラン「霞」闘争報告 P2~P7
- ◆ 勉強会報告 移住女性—支援から見た女性たちの実情 P8
- ◆ TOMSUN 第4回勉強会報告  
入管収容を考える！ - 収容所の非日常と収容されるまでの日常 - P8~P9
- ◆ シリア難民の大量流出から考える日本の難民受け入れ P9~P11
- ◆ 朝鮮高校「無償化」裁判第15回口頭弁論報告 P11~P12
- ◆ 子どもと女性のイスラームの会 紹介文 P12~P13
- ◆ 参加団体・個人からのお知らせ P13~P14

## レストラン「霞」闘争報告

### A 監禁から救出まで

ネパール人コックのヒラは 2010 年 7 月から愛知県津島市多国籍（中国、インド）料理のレストランで働き始めた。

2011 年 5 月、妻タラが来日してレストランの手伝いや庭の手入れ、犬の世話などの仕事に従事。（来日費用はタラ自身が負担）

同年 7 月 26 日、タラが経営者吉川霞に「娘に電話したい。携帯電話を買うのに外国人登録証が必要。だからパスポートを返して。」と言うとヒラとタラは監禁されてしまう。その時ネパールの質札や土地登記簿、現金数千円が入った財布、キャッシュカードが入ったトランクを取り上げられ、ヒラの携帯電話も取り上げられた。

8 月 23 日の夜 9 時半頃NRN（在日ネパール人協会）の 5 人が笹島日雇労働組合の事務所を訪れた。

「ヒラ、タラと 1 ヶ月ぐらい連絡が取れない。同じレストランに働いているコックに“監禁されている”と泣いて訴えている。」

即座に皆で津島警察署へ行き、警官と一緒にレストランに行くが警官はヒラとタラの部屋をチェックもせず吉川霞とだけ話して「これは監禁ではない。」と言う。「せめてもう一度行って 2 人がパスポートなどを持っているか確認してくれ。」と言うが断られる。

夜、警官が帰ったあと監禁場所が分かったのでマズイと思ったのか吉川霞の夫徳一と次男宗良にタカラマンションへ連れて行かれ再度監禁された。二人は窓から逃亡。

8 月 26 日に入管へ行き、霞での監禁問題を訴えるが、「監禁は警察の仕事。個別問題では何もできない。」と居直る。「入管前で抗議行動をするぞ。」と言うとシブシブ霞に連絡する、と確約。

8 月 29 日、入管から「霞が荷物を返す、と言っている。」と連絡が入ったので行くと、吉川霞は「ヤクザが来ている。」と電話。津島警察の警官来る。ヒラとタラを連れて帰ろうとすると警官「ヒラはビザを取り消されていて指定住居がここだから連れて帰ってはいけない。」と言う。これは後に入管職員が明言したように違法な指示。結局 2 人は再々度監禁されてしまう。

8 月 30 日朝、2 人は一ヶ月間監禁されていた寮から霞一家三人に物置小屋に移される。その時、霞はヒラを足蹴にし、身体検査をして監禁生活で嘔吐するようになったタラのためのビニール袋も取り上げた。（8 月 30 日救出後もタラは体調不振を訴えて病院へ行くことになる）

笹日労とNRNは津島警察が信用できないので県警本部へ先ず行って救出を訴えたあとに



ヒラさん（左）とタラさん



第2の監禁場所 タカラマンション津島

津島警察へ行った。

物置小屋は施錠されていたが経営者は鍵を渡さないため警察は電動カッターを持って小屋へ向かった。

2人は救出され津島警察署へ。2人を出迎えるメンバーは30人位になっていた。

津島警察が「霞が指定住居だから、今日はここに泊まってもらう。」と言うので、夜9時を過ぎていたが大西はラウドスピーカーで即時解放を訴え、結局笹島日雇労働組合を指定住居とすることで釈放された。



最後の監禁場所になった小屋



解放直後、侵入阻止テープがはられた

## B 様々な活動

- 霞への団体交渉申し入れ書送付
  - 津島警察へ被害届提出
  - 愛知県への申し入れ（多文化共生推進室より回答あり）
  - 愛知県と名古屋市の議会全会派への申し入れ
  - 愛知県公安委員会への警察法 79 条に基づく「苦情申出」
  - 名古屋地方検察庁に告訴状発送（のちに取り下げ）抗議要請文発送
  - 津島警察への抗議文
  - 愛知県警察監察室へ（津島警察署の対応につき）監察申し入れ
  - 津島市への協力要請。津島市は津島警察へ出向いて当方提供資料を呈示して善処要請
  - 「「ネパール人の夫妻を支援する人たち」を支援する会」による霞付近住宅へのビラのポスティング
  - 津島市役所前、名鉄津島駅前での街宣活動
  - アジア共同行動の韓国人もレストラン前抗議に参加
  - 2 度目の監禁場所タカラマンションへ行き調査とステッカー貼り。吉川徳一がマンション管理費不払いで裁判で訴えられ、200 万円支払い判決が出たが払わないで居座っている、との住民情報
  - 津島労働基準監督署への申告
  - 津島職業安定所で雇用保険等調査。霞の言うような「解雇」はなく、2011.7.26 自己都合退職、となっている（離職届は 2012.1.30）
- （7 月 26 日は監禁開始日。救出は 8 月 30 日。その間、霞はどのような名目、理由で 2 人

をレストラン敷地内に置いていたのか?)

### **C 事件の内容と特異性**

監禁、賃金不払い、暴行、窃盗など経営者の悪虐さが著しい。東電社員殺害デッチ上げ事件に匹敵する在日ネパール人に対する重大な人権侵害事件である。

2月6日メーテレ“up”で12分間ドキュメンタリー放映。国会議員3名、市議員1名(共産、民主)のご協力、社民党も応援など支援が政党レベルでも広がった。

2011年11月8日から翌年3月28日迄142日間レストラン駐車場に宿泊。

2011.12.16レストランに一泊。(ヒラとタラの宿泊場所、支援はその防衛のため)それらはヒラの退去の可能性(9月30日ビザ一時回復。その後2回の弁明聴取→再度ビザ取り消し→12月30日退去期限)があり、経営者が話し合いに応じない中で問題解決のためやむをえずとった行動であった。ヒラもタラも住む所がなく、タラはネパール料理店に転々と泊まってお世話になり、マザーテレサの家にもヶ月泊めてもらい、結局女性のタラも寒空の中、駐車場のブルーシートのテントで泊まることになった。

駐車場宿泊は斗争手段だが、先ず何より2人の宿泊場所の確保だったのである。(途中からは他所で泊まったりしながら駐車場で泊まるようになったが)

◎駐車場での泊まり込みによる成果(2011.11.8~2012.3.28 142日間「オキュパイ」)

○住民からの情報収集、住民との対話・交流。(差し入れもあった) 斗いの宣伝

○客への働きかけ→経営者に具体的打撃

○霞斗争の社会問題化と支援の輪の広がり(差し入れ、支援による独自の住民ポスティング)

○相手側弁護士を引きずり出し、団体交渉を勝ち取った。泊まり込み開始13日後の11月21日第一回団体交渉。時々マイクを持っていて抗議する位で団体交渉に応じたか?(団体交渉申し入れは9月15日)

### **D 監禁時状況**

メーテレのプロデューサーには「本宅と小屋の間の処で食事をとらせようとした。」と説明。

8月31日のネパール行きチケットを購入済だったので場所を知られている察や本宅には居らせるわけにはいかなかった。

津島警察とも打ち合わせの上で「どこを探してもいなかった」ことにする予定だった可能性すらあり。(津島警察は「私たちが探すからマイクは使うな」と再三指示。マイクを使わなかったら二人が発見されなかった可能性がある。マイクを使い、ネパール語で呼びかけたので二人が声を出し、ハンカチを振ったので分かった)

物置小屋では排便も洗面器でして、トイレットペーパーもくれないので、ダンボール紙で用便をし、家の中のトイレに便を捨ててに行った。

二日間何も食わず、猛暑の中に放置された2人は不安と恐怖で「もうこれで死んでしまう。」と思う程であった。

寮（カスミマンション 101 号）監禁時持ってきた食べ物が腐っていたこともあった。部屋にあった生米をかじって飢えをしのいだことも。

金がなくて買い物ができなくなって「金を下さい」と言ったが、吉川霞に「50 万円払ってくれ。お前のおかげで店が閉まって電気代など余分な経費がかかっている」と言われた。

## **E 霞と津島警察との一体化**

津島警察が霞による監禁の共犯なのは入管法の誤った、あるいは意図的な解釈である。ビザ取り消しの場合の「指定住居」は刑事裁判の保釈時の「制限住居」と同様、その住所から一步も出てはいけない、という意味ではないのに霞はそう解釈した。

8 月 30 日に津島警察と私たちが 2 人の救出に行った時、霞は「あしたネパールへ帰ることになっているのに何故ぶち壊すの」と絶叫した。2 人の解放後、津島警察は 2 人をネパールへ帰るよう説得していたし、ネパールへの航空券予約は津島警察署の FAX を使ってなされていたのである。

メーテレのプロデューサーも言っていたように 2 人が監禁被害にあった可能性が高いのに警察が被害者を本国に送り返してしまう、というのはオカシイ。

支援の人に何故津島警察と霞はゆ着しているのか、と聞かれたことがあるが分からない。吉川徳一は監禁書類送検後、私に「検察庁へ行って聞いてこい」と言う。彼は不起訴処分になることを知っていたのだ。

書類送検自体、共犯の次男宗良の除外、1 ヶ月間の監禁は問題にせず、物置小屋の一日だけに限定している、という限界がある。（しかし、私たちの斗いがなかったら書類送検されたかすらも分からない。）

救出時、警官は「監禁を現認した。」と話していたが何故か霞は逮捕もされず、吉川霞は大西に対して「お前ら全員逮捕だ。特捜本部ができています。」などとわけの分からない脅迫電話を何回もかけてきたり、ネパール人経営のレストランに行ってイヤガラセをしたりしていた。

逆に被害者サイドである笹島日雇労働組合の事務所が家宅捜索を受け、2 人が器物損壊容疑で任意出頭攻撃を受けた。（霞側はガサすらなし）

検察による監禁罪不起訴処分。検察審査会への申し立て中。愛知県警は私たちの様々な申し入れ、抗議要請などに対して「受け取れない」と受領拒否するなど全く事件もみ消しの対応であった。唯一の「功績」といえば 8 月 30 日の 2 人の救出時、津島警察に出動を指示したこと位である。

名古屋地方裁判所は霞が提訴した「情宣活動等禁止仮処分」申請に対して間接強制（違反したら罰金を課すこと）や賃金不払い、監禁等の情宣活動をする事自体の禁止はおりこまなかったものの、霞レストラン近くでの情宣活動を禁止する決定を下した。（労働運動への弾圧！）

## **F 現在の状況**

ユニオン共同行動で月一回の霞への抗議行動をしてきた。（最近は県庁近くでの月一回の情宣活動）

ユニオン共同行動は東海地域の労働組合のゆるい連合体であるが、霞斗争には大きな力となっている。

また、労働組合、市民団体、政党、個人などで「ヒラさんタラさんを支援する会」が結成され、広汎な支援の輪ができています。

在日ネパール大使館も裁判所への「公正裁判を求める要望書」を検討するなど重大な関心をもって事態の推移を見守っている。

ヒラとタラは未払い賃金と監禁等への慰謝料計 600 余万円の支払いを求める民事裁判をおこした。タラの賃金は認定されず、監禁等への慰謝料を認められなかったが、ヒラに約 400 万円の未払い賃金の支払いを命ずる判決が出た。

原告、被告双方が控訴したが、高裁は初公判即結審で 12 月 17 日に双方の控訴棄却の判決。双方上告。

又、霞は「盗っ人猛々し」よろしく 2014 年 10 月に日本人とネパール人 12 人に対して計 3800 万円の支払いを求める損害賠償及び慰謝料請求裁判を起こした。

この裁判はレストランの現場へ行ったことすらない 3 人を被告としている。

タラの親戚のネパール人、笹島日雇労働組合が入居していた笹島労働者会館の代表（逝去）それにヒラさんタラさんを支援する会代表の由井神父が所属するカトリック名古屋教区の責任者である司教さんである。（あとの 2 人は共同共謀正犯？監督者責任？ゼニを取れそうな人を巻き込んだ？）

初公判で裁判官に「被告一人一人がどういう不法行為をしたのか明らかにするように」と指示されたら「裁判官忌避」というのだから全くふざけている。

未払い賃金等請求裁判でも原告が呼んだネパール人証人に対し「ビザがあるか県警に電話して確認する」とわめき出し、裁判官が禁止すると勝手に一人で法廷外へ出て行って電話をかけるという有様。タラの証言時に勝手に証言席の横にはりついて威圧するなど裁判官の訴訟指揮を無視し、裁判官に注意されることは何度あったか分からない。

ヒラとタラが提訴した裁判と同様、この霞が提訴した裁判も霞が裁判官忌避をしているため（まだ決定が下りていない）公判は行われておらず、現在宙に浮いたままである。



霞前でのユニオン共同行動

## G 事件の背景及び附属

ヒラがレストラン「霞」に働く前は店は休業状態だった。開店時、3 人のネパール人コックがいたが賃金不払い等に不満を持った 3 人は皆逃げていなくなっていたため。

津島市という地方都市の、しかも駅から離れた田んぼの中に 2000 万円？もかけてレストランを新築したこと自体無謀であり、事件の原因となっている。

ヒラが働いていた時、お客はほとんどが 300 円そこそこのモーニング客でランチも少なく、夕方に至ってはほとんど客が来ない。賃金を払えるわけがないのである。月の売り上げは数十万円ほど。



レストラン霞

霞としては前の 3 人のコックに 1 年働いてビザ更新後ムザムザと逃げられたので、「今度は店をやめて他の店へ行くなど絶対に許さない」と考えた。

それで「ヒラのビザ取り消し」を考えたのである。7月26日監禁開始後、霞は二人を津島警察へ連れて行き、ナンを盗まれた、売上金をごまかされた、と言いに行く。

そのあとヒラを脅して私は 10 年以上のコック経験がない、とテープで何回も練習させて入管へ連れて行き、ビザを取り消させたのである。ヒラが自分

のビザ取り消しのためわざわざ入管に行くわけがない。霞は脅しと強制でヒラのビザを取り消したのである。

カスミ争議は職種が基幹産業でないこと、事業規模が小さいことから「重要でない」とはいえない。在日外国人の人権を日本が守れているのか、という問題を私達はつきつけられているのである。警察、検察、裁判所、労基署その他行政が悪徳経営者に味方して外国人の人権を無視する構造を打ち破る力を私たちは作っていかねばならないのである。

### 徳一の凶暴さ

私は、徳一は霞の粗暴さに振り回されているのだと思っていたが、大変な勘違いだった。徳一は駐車場から名古屋に帰る時、私の車を二度にわたって追尾したり、マイクを奪おうとしてマイクを壊し、私にケガをさせたりした。(警察に診断書をつけて被害届を提出)

又、組合旗がひきちぎられたり、ポールが壊されるということが何度かあった(被害届) レストランの塀にはってあった横断幕も勝手に破り取られて廃棄された。

又、夜、駐車場の中に車を止めて寝ていて朝起きると、前後を車ではさまれ雪隠詰めにあったこともある(何とか出られた)

又、タイヤをパンクさせられたり、板線のようなものを車の機械の中にさしこまれ、ガタガタ音がする、など事故につながりかねない卑劣な仕打ちをされたこともある。

**霞が訴えた損害賠償請求裁判でまだ裁判費用が払えていません。カンパをお願いします。**

#### 【振込先】

三菱東京 UFJ 銀行名古屋駅前支店 (普通) 0146130

ネパール人コック夫婦ヒラさん、タラさんを支援する会 代表者 由井滋

(あるすの会 大西 豊)

## 勉強会報告 移住女性—支援から見た女性たちの実情

フィリピン人移住者センター（以下略称FMC）の石原バージさんが体調を崩され、お話が聞けなかったのは残念でしたが、9月19日、移住女性の勉強会はこじんまりと和やかな雰囲気で行われました。

かけこみ女性センターあいちの杉戸ひろ子さんが、設立以来20年FMCと共にさまざまな活動を展開されてきたことを話してくださいました。

FMC事務所は、中区のど真ん中、区役所・保健所も近くフィリピン人集中率日本一だそうです。その事務所で毎週面談・電話による女性の相談会を開き、役所・入管・病院等さまざまな同行・自立支援を行っています。

相談の多くはDVも含めた夫婦関係ですが、生活困窮・在留資格あるいは住まい探しまで困難な問題がからんでいることが多く解決には大変な手間がかかります。子供を何人も抱えながらピザが得られない、生活保護を拒否されたなど深刻な事例が多く、最近では外国人同士の結婚・出産で問題はさらに複雑化しています。

こうした困難な状況の中、外国人女性が孤立を防ぎ気楽につどうため「みんなのキッチン」あるいはカフェも開かれ、歓談したり生活保護の勉強会なども行われています。

最後にこの支援を行政・さまざまな民間支援団体と手を結んでいく方向性も示され、難しいけれど、実現に向けて努力して行く必要性を出席者の間でも確認することが出来ました。

（知立派遣村実行委員会 高須 優子）

## TOMSUN 第4回勉強会報告

### 入管収容を考える！ - 収容所の非日常と収容されるまでの日常 -



西山誠子さん

2016年1月16日（土）の午後、TOMSUNメンバー含め15人が集まり、入管面会活動をされている、あいち移住労働者と共に未来を考える会「フレンズ」の西山誠子さんのお話を伺いました。

初めに在留資格の種類を就労可否の視点から分類して確認した上で、日本が全件収容主義を採っているため、滞在資格がない人は即、収容されることが説明されました。行政違反者だという理由で、見つけ次第収容する今の入管制度の根本には、外国人の人権を軽んずる権力と日本社会の暗黙の了解があると問題提起されました。

収容後の審査で在留特別許可が出ず、また退去強制令書が出て帰国できない特別な事情がある場合には、所長に対して仮放免申請をすることになります。しかし実際は、理由が明示されないまま不許可になることが多く、収容者はストレスと不満を募らせます。7 か月



～1年後に仮放免が許可されても、仮放免者は働くことが許されていません。在留カードも交付されず、住民登録がありません。一か月ごとに決められた日に入管に出頭義務があり、県外に行くには許可が必要です。しかし、仮放免者も現実には働かなければ生きていけません。国際競争に勝つために大企業のコストダウンに corresponding している下請け企業が弱みを持つ外国人を安価で雇用しており、この雇用の二重構造の現実、日本の格差社会を深刻化させている、と西山さんは指摘します。

最後に処遇の改善と非正規滞在者に関するフレンズの提言が紹介されました。収容者に対する尊厳を大切にしている英国の入管収容所についても触れながら、母国の情報を入手できる、帰国した者の現在の生活状況を映像などで知ることができるなどの改善は、収容の絶望から脱して前向きに人生を考えることに繋がることなどを提言されました。

西山さんの発表後には、参加者から、難民申請中や訴訟中にも収容されるのかという質問や収容中の食生活や差し入れ、面会などの質問がありました。また、収容者が外部の病院に行く際に手錠腰縄をされるという問題について、どのように改善していく手段があるかに関する意見や、そもそも収容者を犯罪者として扱っている日本社会の問題など議論が深まりました。

(名古屋難民支援室 羽田野 真帆)

## シリア難民の大量流出から考える日本の難民受け入れ

### ・シリア難民に対する世界の動きと日本の方針

2015年9月初旬、トルコの海岸でシリア難民男児の遺体が見つかるという衝撃的なニュースを受け、世界ではシリア難民受け入れの議論が高まりました。周辺国や欧州へ自力でたどり着くシリア難民の受け入れに加え、難民キャンプなどから受け入れる第三国定住として、ドイツが約3万人、アメリカ、カナダ各国が約1万人、オーストラリアが約5千人の受け入れを表明しています。

同年9月末の国連総会の一般討論演説で安倍首相は、シリア・イラクの難民問題について、約8億1000万ドル(約970億円)の経済支援を実施する方針を表明しました。一方、演説後の記者会見で日本でのシリア難民の受け入れについて質問されると、移民を受け入れる前に女性や高齢者の活躍が先だという旨の回答をし、日本政府は、シリア難民を留学生として受け入れる検討を始めたものの、未だにシリア難民の受け入れ表明を行っていません。

### ・日本に逃れてくる難民

難民の移動は世界規模で広がっています。シリア人を例に挙げると、日本国内には、400人以上のシリア人が暮らしており、そのうち約60人が難民申請をしています。結果が出ている人のうち、難民として認定されたのは1家族3人のみであり、その他のシリア人は難民不認定となり、人道配慮により在留を認められています。

シリア危機が話題になり、日本の難民認定の基準が厳しいことが知られるようになってきました。2014年に日本国内で難民申請を行った人は5000人、そのうち日本政府に難

民認定されたのはわずか11人にすぎません。地域別でみると名古屋入国管理局は東京の次に申請者数が多く、2014年には757人が難民申請をしました。同じ難民条約上の難民の定義を採用しているにも関わらず、世界の難民認定率が27%であるのに対し、日本の認定率は0.3%しかありません。

#### ・日本で難民申請をしたシリア難民の不認定理由

日本で難民認定の申請を行い不認定となったシリア難民は異議申立をしましたが、次の理由で却下されました。「反政府デモに参加したことが事実であるとしても、その態様は大勢の一般参加者の一人にすぎず、また、これまで、それを理由として、政府による逮捕、抑留、拘禁等の事実がないことからすれば、今更、本国政府が同人を特定してその動向を注視しているとは考えられない。異議申立人が、その主張するとおり、帰国して反政府デモに参加するなどした場合、そのデモの最中に攻撃されるといった危険性があることは否定できないとしても、それは、そのようなデモに参加した人一般の問題であって、異議申立人に固有の危険性ではなく、それをもって…迫害をうけるおそれがあるとは認められない。」

帰国後デモの最中に攻撃される危険性がある、というのは、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」とはならないのでしょうか。難民の定義に、確実にその個人が標的にされていること、という要件は存在しません。

#### ・日本の難民認定申請制度の問題点

日本の難民認定率が低いのは、いわゆる「濫用者」が多いから、という指摘もありますが、濫用であるかどうかの判断は慎重に行う必要があります。例えば、就労目的の外国人が、難民認定申請の制度を濫用している、という記事が見られますが、日本に働きに来る人と、難民として保護を求める人は、矛盾するものではありません。また、審査に時間がかかることも大きな問題です。2015年8月の国会での政府の答弁書によると、異議申立をしてからその結果がでるまでの期間は、平均約3年を要しており、難民認定される人に限っては、6年弱の時間がかかっています。

法務省入国管理局が問題としている濫用者の問題は、難民認定制度の枠を超えた問題です。外国人労働者をどう受け入れるかという問題は基本的には難民認定と切り離して考えるべき問題ですが、日本にはその外国人受け入れの政策がありません。また、難民の受け入れに関しても、上記答弁から、法務省入国管理局の難民認定に対する極めて消極的な姿勢が露わになりました。

この点について、2013年10月10日のソウル地裁の判決は、日本の難民問題を直視し、制度を見直す上で大変参考になると思います。「実際には、真の難民ではないにも関わらず在留期間を延長するために難民認定申請手続きを濫用している者が相当数いることは真実である。この問題の主要な理由の一つに行政的な遅延の状況がある。この遅延が真の難民により引き起こされているものではないことを踏まえると、この長期待機期間の問題により、難民認定申請者に不利益が与えられるべきではない。濫用的な難民申請の問題は、難民調査官の数を増員することで大幅に審査時間を短縮すること、および、制度濫用を抑制するその他の制度的措置を確立することで取り組むべきである。全ての申請者を認定されるまで難民ではないと仮定し、生活支援又は就労許可を与えないことは、真の難民を保護する義務に従っていないとみなされるおそれがある。」

## ・日本の難民受け入れ

日本は、昔から難民の受け入れに、これほどまでに消極的であったのでしょうか。確かに、日本が1981年に難民条約に加入してからは、認定者が最も多かった1982年で67人であり、認定者が1人という年も珍しくありません。しかし、日本が難民条約に加入する前まで遡ると、ベトナム戦争で大量に流入した難民の危機的状況を受け、日本政府は1978年に難民条約とは別の枠組みで定住難民として、500人の受け入れを表明して以来、合計1万1000人のインドシナ難民を受け入れました。また、2010年度からは、政府閣議決定により、入国の難民審査とは別の枠組みでミャンマー難民の第三国定住をアジアで初めて開始しました。

これらの例をみると、政治判断次第で一定の紛争地域の難民を受け入れることも可能であること、また日本社会にも難民を受け入れる潜在的な能力があることが分かります。

2015年11月中旬に起きたパリ同時多発テロにより、難民への排外的な論調が強まっていますが、難民はテロの犠牲者であり、テロや迫害の恐怖から国を逃れ、難民となっています。

難民の受け入れを負担の一面だけで見るとはならず、多様な人が活躍できる社会を築いていくことで日本社会はより豊かになるのではないのでしょうか。

(名古屋難民支援室 羽田野 真帆)

## 朝鮮高校「無償化」裁判第15回口頭弁論報告

2015年11月30日、朝鮮高校「無償化」裁判第15回口頭弁論が名古屋地裁にて行われました。徐々に寒さが増してきた時期ではありますが、傍聴に駆けつけた支援者で170名の列ができました。

今回の口頭弁論では、文科省の朝鮮学校生徒に対する高校無償化適用除外が、①人種差別撤廃条約違反、②憲法13条(人格権)違反であることについて、弁護団から準備書面が提出され、その要旨の陳述が行われました。また、人種差別撤廃条約に関する田中宏・一橋大名誉教授の意見書も提出されました。

①について：日本が批准している人種差別撤廃条約5条は、教育についての権利であらゆる形態の人種差別が禁止・撤廃されること、民族的出身によって差別されず、法のもとに平等の権利が保障されることを定めています。日本政府は、「朝鮮学校の生徒」という地位にあることを理由に無償化適用から排除しています。朝鮮学校に入学して学ぶための条件は、国籍でも、南北どちらの政府を支持するかでもなく、唯一朝鮮に民族的ルーツをもっているかだけです。したがって、このような日本政府の取り扱いは、民族的出身による差別であるといえます。国連人種差別撤廃委員会からも、朝鮮学校生徒を無償化制度から排除していることに、「懸念および勧告」が出されています。日本政府がこの勧告を無視して、無償化制度から排除し続けていることは、国際条約の遵守を定めた日本国憲法にも違反しています。

②について：在日朝鮮人は、日本社会では民族的出自について否定的意見にさらされ続けるため、肯定的な民族的アイデンティティ(自己同一性、自分が何者か)を確立すること

が困難な状況にあります。そのため、在日朝鮮人にとって朝鮮学校は、自己の肯定的アイデンティティを確立するための、非常に重要な場所なのです。したがって、朝鮮学校生徒たちのみを無償化制度から排除することは、生徒たちの人格的生存に不可欠な民族的アイデンティティ形成に対する攻撃です。朝鮮学校生徒たちの人格の否定にもつながり、人格権を保障する憲法 13 条に違反しているといえます。この準備書面は、朝鮮学校出身である金銘愛弁護士にしか執筆できない、深い内容をもつ書面であり、大きな力を持つものです。



裁判傍聴後の集会で支援者達の前で歌を披露する朝鮮高校生達

裁判終了後の報告集会では、今回提出した2つの準備書面について、弁護士からレジュメを用いた解説がありました。（法律用語が難しいので、レジュメがあると助かります。）続いて、長野や大阪から駆けつけてくれた支援者から、カンパや熱いメッセージをいただきました。また新しく朝鮮高校の生徒会役員となった生徒たちから、先輩たちのたたかいを引き継いで、裁判をたたかいぬいていく決意表明がなされました。

次回は 2016 年 2 月 15 日（月）に第 16 回口頭弁論が行われます。13 時 30 分までに名古屋地裁にお集まりください。国側の反論、弁護士

による再反論と裁判は続きます。みなさまの息の長いご支援を、また支援の輪が広がりますよう、よろしくお願いいたします。

（朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知・共同代表、  
大同大学教員 原科 浩）

## 子どもと女性のイスラームの会の活動紹介

私たち、子どもと女性のイスラームの会（英名 Children and Women Islamic Association, 略名 CWIA（以下、CWIA））は、2010年8月に設立されました。

設立の目的は、①すべての子どもと女性に平和で安全な生活を  
②すべての子どもと女性に学ぶ機会を  
③豊かな相互扶助を目指して

現在の主なスタッフは、イスラーム圏を中心とした外国人と国際結婚をしてイスラーム教に改宗をした日本人の女性たちです。また、会員は、日本人及びそのハーフの子どもたち、在日外国人家族や外国人を雇用していたり、ハラール事業に携わる企業や団体などです。

今までの主な活動は、愛知県国際交流協会を始め、多文化共生や日本語教室の運営に携わる団体への「イスラーム・ガイド」講習の実施。委託を受け、中村区役所主催の人権講座での企画と運営をいたしました。そして、毎年秋に栄で行われる、「ワールド・コラボ・フェスタ」には、過去3回参加し、イスラームの国々の洋服や雑貨の販売、今話題のハラールマ

ークのあるスナックや食品を販売したり、イスラームを信仰する国々で多く行われる「ハナ」という、テンポラリー・タトゥーの実演やイスラーム関係する疑問・質問などにもお答えしてきました。その他にも、多文化共生や国際理解につながるイベントや企画をいくつもさせていただいています。

また、ホテルやレストラン経営などの企業や団体様には「ムスリムおもてなし・ガイド」を、当会オリジナルにて作成し、インバウンドに際しての留意点やタハラ・ソープを使用した「イスラーム洗浄」の指導なども行っています。

商業施設にも問い合わせをし、「礼拝室」の設置を呼びかけ、ここ東海地区で日本の国際理解度やインバウンド対応がスムーズに進むよう様々な取り組みや提案をしています。そして、ここ東海地区では数少ない「ハラール認証」にも携わっています。



ハナ



ハラール（アミカ井深店）

日本でのイスラームに対する誤解や間違った情報を訂正し、ムスリムを含む在日外国人や日本でも転勤や結婚で生じた「核家族」への支援や、「絵本の読み聞かせ」などで、子どもたちの教育や経験を増やしていくお手伝いもしています。

特に外国にルーツを持つ子供たちの学校進学や海外から日本の学校への転入・転校、学校生活の相談なども受け付けています。

「日本で生活していく」もしくは「外国にルーツを持つ」という、生活の全ての事柄に関係することでハンディとなっていることを、私たちの強みや得意なことに変えようと、日々活動をしています。

（非営利活動団体 子どもと女性のイスラームの会 マリアム 戸谷）

## 参加団体・個人からのお知らせ

### ★ 2.11名古屋キリスト者集会

講演『朝鮮高校無償化除外裁判と日本社会の課題』のお知らせ

講師：熊谷考人・弁護士（無償化裁判弁護団）

日時：2月11日（木・休日）午後1時～3時半

場所：日本キリスト教団名古屋教会（名古屋市中区丸の内 3-4-5）

★「朝鮮高校無償化ネット愛知」からのお知らせ

◇第16回口頭弁論

2月15日(月) 14:00~@名古屋地裁

名古屋地裁に13時半までに集合ください。傍聴支援にご協力ください。

★TOMSUN第5回勉強会のお知らせ

「日本人ムスリム(イスラーム教徒)が語るイスラーム」

語り手 戸谷 玲子さん(子どもと女性のイスラームの会代表理事)

日時:3月19日(土) 15:00~17:00

場所:全港湾(全日本港湾労働組合)名古屋支部会議室

名古屋市港区入船 1-8-26 ☎:052-652-1421

参加費:300円

是非、ご参加下さい。

★TOMSUN第6回勉強会のお知らせ

「日本に暮らす難民」

語り手 羽田野 真帆さん(名古屋難民支援室)

日時:5月21日(土) 15:00~17:00

場所:全港湾(全日本港湾労働組合)名古屋支部会議室

名古屋市港区入船 1-8-26 ☎:052-652-1421

参加費:300円

是非、ご参加下さい。

【TOMSUNへの会費・カンパ振込先】

振込先 三菱東京UFJ銀行 八事支店

口座名 東海在日外国人支援ネットワーク 代表 由井 滋

口座番号 普通 0040389

◆◆◆◆◆編集後記◆◆◆◆◆

東海在日外国人支援ネットワーク(TOMSUN)は2012年より定期的に名古屋入国管理局との意見交換会を行なっています。今年、1月26日に4回目の名古屋入管との意見交換会が行われましたので次号でご報告いたします。

先日、NHK・Eテレのスーパープレゼンテーションで、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の報道官、メリッサ・フレミングさんのプレゼン「難民のためにできることとは」を見ました。フレミングさんのプレゼンで衝撃だった一言は「アメリカ人、ヨーロッパ人は自分の国にたくさんの難民が来ていると思っている。でも、実際のところ、難民の86パーセントが途上国に避難しているのです。不安定な状況にある国々です。貧困などの問題を抱える国々ですよ。裕福な国々はこうした難民受け入れに積極的な国々の寛大さに感服すべきです」でした。(な)